

# 原子力土木委員会内規

平成13年 6月26日 制定  
平成18年 9月15日 一部改正  
平成19年 6月22日 一部改正

## (目的)

第1条 原子力土木委員会（以下「委員会」という）は、原子力施設に係わる土木技術に関する課題の調査・研究を行い、学術、技術の進展に寄与するとともに、学会活動を通じて社会に奉仕することを目的とする。

## (活動)

第2条 委員会は、上記目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 立地に関する技術の調査・研究
- (2) 耐震に関する調査・研究
- (3) 放射性廃棄物処分に関する調査・研究
- (4) 材料に関する調査・研究
- (5) 調査・研究の活動・成果の公表（講演会・出版活動・ホームページなど）
- (6) 必要に応じ、技術指針・基準・マニュアル案等の提案
- (7) その他、学会活動を通じた技術の普及と社会の理解向上活動
- (8) その他、目的達成のために必要な事項

## (構成)

第3条 委員会は委員長1名、委員30名程度および幹事若干名をもって構成する。また、必要に応じて副委員長を置くことができる。

2. 委員会を運営するために、幹事会を置く。
3. 委員会の運営を円滑に行うため、特定の課題について調査・研究を行う部会を設けることができる。

## (任期)

第4条 委員長の任期は、原則として2年とする。ただし、留任は妨げないが、その場合でも最大3期までとする。任期の区切りは、通常総会とする。

2. 任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任委員長が委員長の職務を継続して実施する。
3. 委員および幹事の任期は、原則として2年とする。ただし、留任は妨げない。
4. 任期半ばで委員長、委員および幹事となった場合の任期は、残りの期間をもってこれに

充てるものとする。

(委員長と委員等の候補者の選出、委嘱)

第5条 委員長は委員会を代表し、土木学会の他の委員会、他学会および関係機関との協力と活動の調整を行う。

2. 委員長候補者の選出は、定例委員会において出席委員の過半数による議決をもって行う。
3. 委員長の指名により、副委員長、委員、幹事(幹事長を含む)の候補者を選出する。
4. 委員長は、委員会の候補者推薦に基づき、理事会に諮って会長が委嘱し、副委員長、委員、幹事(幹事長を含む)は、原則として委員長の推薦によって会長が委嘱する。
5. 委員長は、委員会に対して、委員会の前年度の活動報告、本年度の活動方針の提案を行い、委員会の承認を求める。
6. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、委員長の職務を代行する。

(顧問)

第6条 顧問は、65歳以上の委員経験者の中より、幹事会の推薦を経て、会長が委嘱する。

2. 顧問は、委員会に出席し、意見を表明することができる。
3. 顧問の任期は定めない。

(幹事会)

第7条 幹事会は、幹事長1名および幹事若干名で構成する。

2. 幹事会は、年に4回程度開催される。
3. 幹事会は、委員会開催のための事務を取り扱う。
4. 幹事会は、毎年定例委員会に先だって、次期委員会委員の候補者を推薦し、委員長に提出する。

(常時参加)

第8条 委員会活動に理解を有し委員会に常時参加を希望する者は、委員の推薦により常時出席を認める。常時参加者は、当面15名以内とする。

2. 委員会に常時出席を希望する者は、委員を通じあらかじめ委員会に申し出て、常時参加の承認を得なければならない。
3. 委員長は、常時参加者から意見を述べたいとの申し出を受けた場合は、委員会の運営に支障のない限りこれを認めることができる。

(委員会の開催)

第9条 定例委員会を、原則として毎年4月に開催する。

2. 定例委員会では、各部会の前年度の活動報告、本年度の活動方針を審議し、委員長の選出を行う。また、部会の設立、解散、期間延長の議決を行う。

3. 委員会の議長は委員長が行う。
4. 委員長は、臨時の委員会を召集することができる。緊急を要する事項については電子メール・手紙による報告・決議により委員会の開催に代えることができる。
5. 委員会の承認事項は、出席委員の過半数をもって承認とする。
6. 委員会は、事業計画および予算について、土木学会委員会規程第9条および理事会の決定にしたがって作成し、部門担当理事の承認を経て会長に提出する。
7. 委員会は、事業報告書について、土木学会委員会規程第10条および理事会の決定にしたがって作成し、部門担当理事の承認を経て会長に提出する。

#### (部会の設立・運営)

- 第10条 部会の設立にあたっては、幹事会が、部会の名称、目的、委員構成、委員候補者名簿、活動内容、活動予定期間等を記した資料を委員長に提出する。委員長は、提出された資料を元に、委員会の承認を得て部会を設置する。
2. 部会主査、委員、幹事等は、原則として委員長の推薦によって会長が委嘱する。
  3. 部会の活動予定期間は、原則として4年以内とする。
  4. 部会主査、委員、幹事等の任期は、原則として部会の活動予定期間とする。任期の区切りは、通常総会とする。
  5. 部会主査は、必要に応じて、委員会の委員長の承認を得て、部会委員を公募することができる。
  6. 部会主査は、部会の前年度の活動報告、本年度の活動方針を作成し、委員会に報告する。
  7. 部会設立の目的を達成するために必要と判断される場合、委員長または部会主査は、委員会の承認を得て、活動予定期間を延長することができる。
  8. 部会設立の目的が達成されたと判断される場合は、活動予定期間に満たない場合でも、委員長または部会主査は、委員会の承認を得て、部会を解散することができる。

#### (ホームページの運営)

- 第11条 委員会の活動を公開する一環として、学会にホームページを開設する。
2. ホームページには、基本的に委員会活動の年次計画、活動成果、委員会議事録を掲載する。
  3. 委員会のホームページは幹事会が管理するものとする。
  4. ホームページの内容の更新は、委員会の議決事項を除き、原則として委員長の承認を得て実施される。

#### (事務局)

- 第12条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(内規の改正)

第13条 この内規は、幹事会で発議し、委員会における承認を経た後、理事会の承認をもって改正することができる。

付則1 本内規は、平成13年6月26日から施行する。

付則2 この変更内規は、平成18年9月15日から施行する。

付則3 この変更内規は、平成19年6月22日から施行する。